

運営指導と監査

墨田区福祉部
地域福祉課指導監査担当



受講にあたっての注意点（各資料共通）

- ・この資料は、運営指導等の実施方法や運営指導における指導事例及びその根拠となる運営基準等を紹介したものです。
- ・各ページに記載の運営基準等は、一部を抜粋していますので、日々の業務に当たっては、運営基準等の全文を確認してください。
- ・資料の記載内容は、今後、通知の発出や報酬改定が行われた場合に変更することがあります。
- ・「地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護」の名称について、説明音声では、便宜上、単に「通所介護」と読み上げます。



指導の目的

介護サービスの質の確保・向上
保険給付の適正化



運営指導



監査

運営指導のながれ

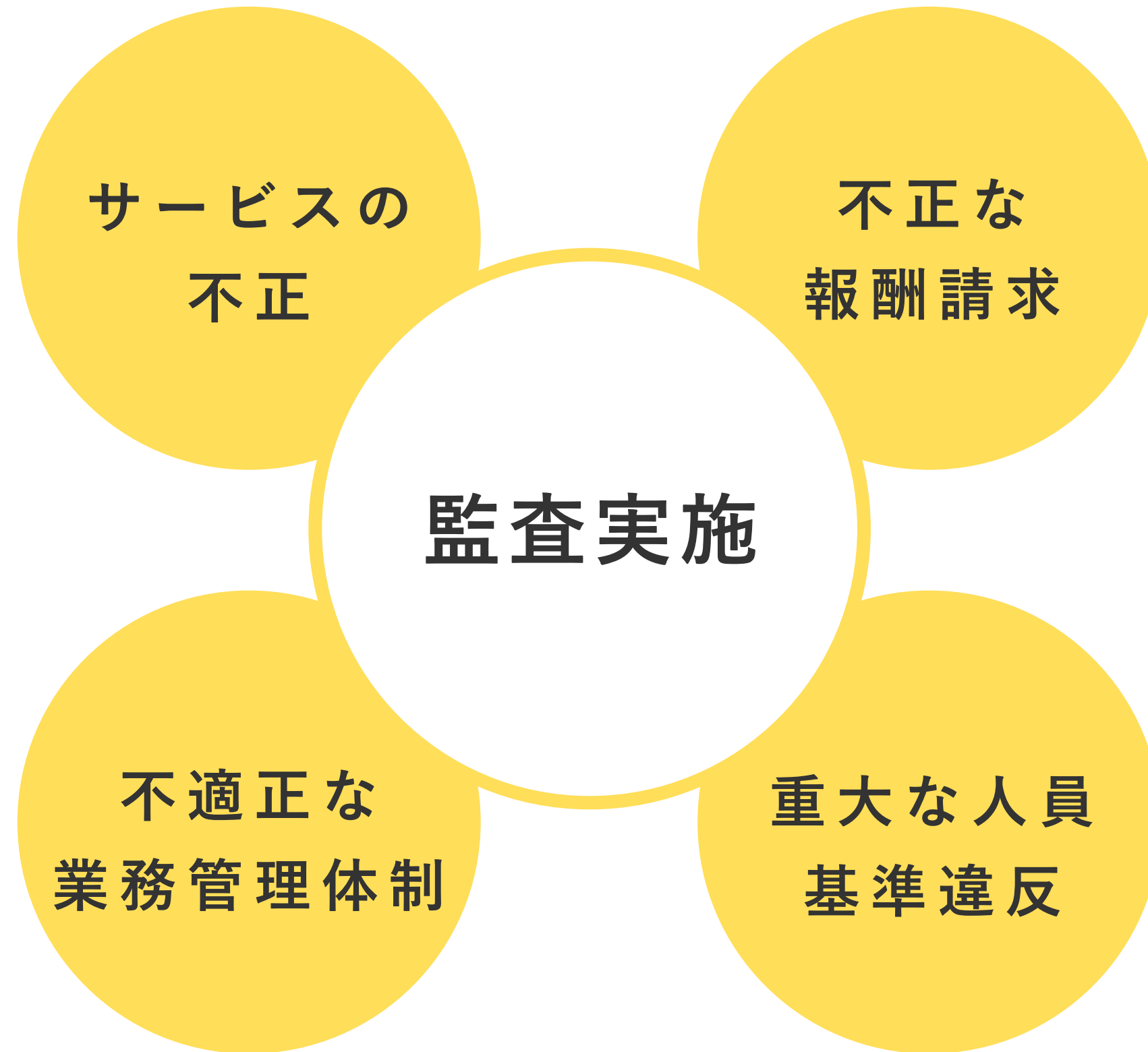
動画「運営指導のご案内」



実 施	指定有効期間内（6年）に1回以上
実施通知	運営指導の30日前までに実施通知を郵送
事前提出	期日までに事前提出書類を御提出ください
当 日	書類等の確認、職員へのヒアリング、講評
結果通知	運営指導から1～2週間後に交付
改善報告	結果通知日から30日以内に改善報告書を御提出ください



監査の実施



監査後の措置

監査の結果、重大な基準違反等が確認された場合は、改善勧告・命令、指定の一部又は全部の停止や取消しの対象となる場合があります

